



山 住 審 第 1 号

令和元年(2019年)11月15日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市住居表示審議会

会 長 堀川 順生



答 申 書

市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法の決定ならびに大字西高泊の一部における区域及び名称の変更については、山陽小野田市住居表示審議会において審議の結果、原案のとおり可決決定されたので答申します。